

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C支店において倉庫内軽作業員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社倉庫の出荷作業場でハンドフォークを引いた際、金属の持ち手部分を腹部に当て、さらに同日、パレットの角に同箇所をぶつけて負傷したという。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し、「後腹膜出血（腹腔内出血）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務中に腹部を打撲したことにより、本件疾病を発症したので業務上の災害であると主張するので、以下検討する。

(2) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日嘔気・下痢を主訴に受診、初診時に腹部の外傷無し、○月○日倉庫内でハンドフォーク持ち手とパレットの角を腹部にそれぞれ当たったとのことだが、相当な衝撃で当たれば、腹腔内に出血があるかもしれない。ただ、体表上明らかな外傷痕が残っていなかったのが不思議である。動脈瘤などがあった場合、何らかの原因で、それが出血した可能性は否定できないが、今となっては確認できない。」と述べている。

(3) 労働基準監督署（以下「監督署」という。）の現地調査報告書によると、要旨、「エレベーターの扉に身体を挟まれて衝撃を確認したが、安全装置が作動し、扉は開く方向に反転し、身体に痛みを感じる程ではなかった。ハンドフォークのハンドルに鋭利な突起等はなかった。」と記載されている。

さらに、災害発生時の会社への報告について、F部長は、「災害があった時には報告を徹底しているが、請求人がいつどこで腹を打ったかはわからない。」と述べている。

(4) 当審査会としても、医師の所見及び関係資料を精査したが、上記E医師の意見及び監督署の現地調査を総合的に判断すると、本件疾病を発症するに至るような腹部に衝撃を受ける業務中の災害の事実を確認することができないこと、また、仮に請求人が主張する腹部打撲により本件疾病が発症したとすれば、そ

のまま作業を続けることは困難であったと推測されること、さらに、E医師が指摘するように、腹腔内出血をおこすほどの強い外傷痕が腹部に認められないことから、決定書理由に説示のとおり、請求人が主張する業務中の災害によって本件疾病が発症したものと認めることは困難であり、業務起因性は認められないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。